

学校法人 川島学園  
鹿児島工学院専門学校 学則

学校所在地  
鹿児島市五ヶ別府町字横座ヶ原下3721番7  
電話 099-281-7111

第1章 総 則

- 第1条 本校は、学校教育法第124条に基づき、各教育基礎理論並びに電気・自動車整備・情報処理・建築に関する工業技術を修得させ、実践力のある品位の高い専門職を目指す者の養成を行うことを目的とする。
- 第2条 本校は、鹿児島工学院専門学校と称する。
- 第3条 本校の位置は、鹿児島市五ヶ別府町字横座ヶ原下3721番7に置く。

第2章 課程・学科・修業年限・定員

- 第4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

| 課程名  | 学科名 | 修業年限     | 入学定員 |     |
|------|-----|----------|------|-----|
| 専門課程 | 工業  | 電気技術工学科  | 2年   | 30名 |
|      |     | 自動車工学科   | 2年   | 50名 |
|      |     | 1級自動車工学科 | 2年   | 10名 |
|      |     | 情報デザイン科  | 2年   | 40名 |
|      |     | 建築デザイン学科 | 2年   | 30名 |
|      |     | 建築士専攻科   | 1年   | 30名 |

第3章 学年・学期及び休業日

- 第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第6条 課程の学期は、次のとおりとする。
- (1) 前期 . . . . . 4月1日～9月30日
- (2) 後期 . . . . . 10月1日～3月31日
- 第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。
- ただし、校長が必要と認めたときは登校させることができる。
- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年、法律第178号）に規定された日
- (2) 春季、夏季及び冬季休業日
- (3) 天災地変その他校長が必要と認めた日

#### 第4章 教育課程・授業時間数及び教職員組織

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表1のとおりとする。

第9条 本校の授業の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

月～金 9：30～16：00

ただし、各教科の都合により上記の時間を変更又は延長して授業を行うことがある。

第10条 本校には次の職員を置く。

校長・教頭・教諭・講師・事務職員・校医

#### 第5章 入学・卒業・退学・休学及び賞罰

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 電気技術工学科・自動車工学科・情報デザイン科・建築デザイン学科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者

(2) 1級自動車工学科は、前号(1)に該当する者で、二級自動車整備士(ガソリン及びジーゼル)を取得した者又は取得見込みの者

ただし、取得見込みの者は、入学年度の6月末日までに当該資格を取得すること。取得できなかった場合は、欠格者として入学を取り消す。

(3) 建築士専攻科は、前号(1)に該当する者で、二級建築士試験の受験資格を有する者

第12条 入学しようとする者は、所定の入学願書に入学選考料を添えて提出しなければならない。

第13条 入学試験を受ける者は、試験日時に指定された場所に出頭しなければならない。

第14条 入学試験又は書類選考に合格した者は、定められた期日までに所定の入学金及び校納金を納入し保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

第15条 本校学生の学習態度・進級試験・卒業試験・出欠等については、別途学生心得に規定する。

第16条 本校に入学した学生は、別途に定める学生心得に規定する事項を守らなければならない。

第17条 本校所定の課程を定められた修業期間以上在学し、所定の科目を履修し正規の試験に合格した者には卒業証書を授与する。

第18条 教科・科目の出席時間数が、所轄省庁及び本校の規定時間数に達しなければ、各期の試験を受験することができず、進級・卒業することはできない。

2 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した者及び合格点に達しない科目のある者は、その年度内に追試験を受けることができる。

第19条 休学又は退学しようとする者は、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。

ただし、病気その他やむを得ない理由による場合は、医師の証明書等その事由を証明する書類を添付すること。

第20条 休学中の者が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。

ただし、病気その他やむを得ない理由により休学していた場合は、医師の証明書等その事由を証明する書類を添付すること。

第21条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰する。

第22条 下記に該当する者は、退学に処する。

- (1) 校納金を所定の期日までに納入しない者
- (2) 学校の秩序を乱し学生の本分に反した者
- (3) 性行不良にして反省の見込みがないと認められた者
- (4) 正当な理由なくして長期無届欠席の者
- (5) 学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者

## 第6章 入学選考料及び校納金

第23条 入学選考料、入学金、校納金（授業料、実習費、施設費）の額は、別表2のとおりとする。

第24条 納入後の入学選考料及び入学金・校納金は、理由のいかんを問わず返却しない。

ただし、校納金については、入学式前日までに入学辞退の申し出があった場合、返金する。

## 第7章 雑 則

第25条 この学則を施行するために必要な細則は、別に校長が定める。

## 附 則

1. 本学則は、平成13年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成14年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成15年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成16年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成17年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成19年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成23年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成24年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成25年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成26年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成27年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成28年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成30年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成31年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和2年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和3年4月1日より施行する。

学則第8条関係 別表1-① 教育課程及び授業時間数

[専門課程：工業]  
電気技術工学科

| 教科・科目 | 標準時間数 |     | 標準時間の合計 |
|-------|-------|-----|---------|
|       | 1     | 2   |         |
| 一般教養  | 64    | 56  | 120     |
| 電気理論  | 96    | 56  | 152     |
| 配線設計  | —     | 56  | 56      |
| 機器材料  | 64    | 56  | 120     |
| 施工方法  | 64    | 28  | 92      |
| 検査方法  | —     | 28  | 28      |
| 法令    | 64    | —   | 64      |
| 配線図   | 64    | —   | 64      |
| 電子工学  | 64    | 84  | 148     |
| 通信工学  | 96    | 56  | 152     |
| 電気実務  | —     | 84  | 84      |
| 電気実習  | 384   | 336 | 720     |
| 小計    | 960   | 840 | 1800    |
| 合計    | 960   | 840 | 1800    |

[専門課程：工業]  
自動車工学科

| 教科・科目       | 標準時間数 |     | 標準時間の合計 |
|-------------|-------|-----|---------|
|             | 1     | 2   |         |
| ガソリン構造      | —     | —   | —       |
| ジーゼル構造      | —     | —   | —       |
| シャシ構造Ⅰ      | 315   | —   | 315     |
| シャシ構造Ⅱ      | —     | —   | —       |
| 電気基礎工学      | —     | 20  | 20      |
| 性能          | —     | 15  | 15      |
| 燃料・潤滑       | —     | —   | —       |
| ガソリン整備      | —     | —   | —       |
| ジーゼル整備      | —     | 180 | 180     |
| シャシ整備       | —     | —   | —       |
| 電装品整備       | —     | —   | —       |
| 故障探究        | —     | —   | —       |
| 機器の構造・取扱    | 30    | —   | 30      |
| 自動車検査       | —     | 20  | 20      |
| 自動車整備に関する法規 | —     | 20  | 20      |
| 小計          | 345   | 255 | 600     |
| 実習          | 20    | —   | 20      |
| 工作作業        | 40    | —   | 40      |
| 測定作業        | 555   | 535 | 1090    |
| 自動車整備作業     | —     | 50  | 50      |
| 自動車検査作業     | 615   | 585 | 1200    |
| 小計          | 960   | 840 | 1800    |
| 合計          | 960   | 840 | 1800    |

[専門課程：工業]  
1級自動車工学科

| 教科・科目       | 標準時間数 |     | 標準時間の合計 |
|-------------|-------|-----|---------|
|             | 1     | 2   |         |
| 新技術A        | 75    | —   | 75      |
| エンジン構造      | —     | —   | —       |
| シャシ工学A      | —     | —   | —       |
| シャシ工学B      | —     | —   | —       |
| 新技術B        | —     | —   | —       |
| エンジン整備      | —     | —   | —       |
| シャシ整備A      | 180   | —   | 180     |
| シャシ整備B      | —     | —   | —       |
| 環境安全        | —     | —   | —       |
| 機器          | 10    | —   | 10      |
| 検査          | 5     | —   | 5       |
| 自動車整備に関する法規 | 10    | —   | 10      |
| 小計          | 280   | 0   | 280     |
| 実習          | 5     | —   | 5       |
| 工作作業        | 10    | —   | 10      |
| 測定作業        | 644   | 70  | 714     |
| 自動車整備作業     | 21    | —   | 21      |
| 自動車検査作業     | 680   | 70  | 750     |
| 小計          | 960   | 840 | 1800    |
| 実習          | —     | 200 | 200     |
| 体験実習        | —     | —   | —       |
| 自動車整備作業     | —     | 570 | 570     |
| 評価実習        | —     | —   | —       |
| 小計          | 0     | 770 | 770     |
| 合計          | 960   | 840 | 1800    |



学則第8条関係 別表1-③ 教育課程及び授業時間数

[専門課程：工業]

建築デザイン学科（令和2年度入学生）

| 教科・科目    | 標準時間数      |     | 標準時間の合計 |
|----------|------------|-----|---------|
|          | 1          | 2   |         |
| 建築設計製図   | 建築設計製図Ⅰ    | 288 | 288     |
|          | 建築設計製図Ⅱ    | —   | 162     |
| 建築計画     | 建築CAD設計演習Ⅰ | 109 | 109     |
|          | 建築CAD設計演習Ⅱ | —   | 67      |
| 建築環境     | 建築計画Ⅰ      | 64  | 64      |
|          | 建築計画Ⅱ      | —   | 54      |
| 建築設備     | 建築史        | —   | 40      |
|          | 建築環境工学     | 64  | 64      |
| 建築力学     | 建築設備       | —   | 54      |
|          | 構造力学Ⅰ      | 81  | 81      |
| 建築一般構造   | 構造力学Ⅱ      | —   | 68      |
|          | 建築構造設計     | —   | 54      |
| 建築材料     | 建築一般構造     | 81  | 81      |
|          | 建築材料実験     | —   | 42      |
| 建築生産     | 建築材料       | 30  | 30      |
|          | 建築施工Ⅰ      | 64  | 64      |
| 建築法規     | 建築施工Ⅱ      | —   | 54      |
|          | 建築法規Ⅰ      | 32  | 32      |
| その他      | 建築法規Ⅱ      | —   | 53      |
|          | 建築測量       | 51  | 51      |
| インターンシップ | 建築施工実習     | —   | 39      |
|          | 卒業設計       | —   | 81      |
| 合計       | 建築実務       | 64  | 106     |
|          | 一般教養       | 32  | 32      |
| 合計       | インターンシップ   | —   | 30      |
| 合計       |            | 960 | 1800    |



**入学選考料， 入学金， 校納金（授業料， 実習費， 施設費）**

■電気技術工学科・自動車工学科・1級自動車工学科・情報デザイン科  
・建築デザイン学科

・入学選考料 15,000円      ・入学金 150,000円

|     | 納入期日<br>(1・2年共通) | 授業料     | 実習費     | 施設費     | 納入金額合計  |
|-----|------------------|---------|---------|---------|---------|
| 前期分 | 3月31日迄           | 290,000 | 220,000 | 80,000  | 590,000 |
| 後期分 | 9月30日迄           | 290,000 | 0       | 80,000  | 370,000 |
|     | 合 計              | 580,000 | 220,000 | 160,000 | 960,000 |

※本校自動車工学科を卒業し，1級自動車工学科へ入学する者は，  
入学選考料及び入学金は徴収しない。

■建築士専攻科

・入学選考料 15,000円      ・入学金 100,000円

|     | 納入期日   | 授業料     | 実習費    | 施設費     | 納入金額合計  |
|-----|--------|---------|--------|---------|---------|
| 1年分 | 3月31日迄 | 360,000 | 70,000 | 120,000 | 550,000 |

※本校建築デザイン学科を卒業した者は，入学選考料及び入学金は  
徴収しない。